

## 議案第44号

### 加茂笠置組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、加茂笠置組合規約（明治26年相楽郡長庶第14号許可）を別紙のとおり変更することについて協議したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

木津川市長 谷口 雄一

### 提案理由

加茂笠置組合議会の議員の定数の変更など、加茂笠置組合規約を変更することについて協議をするため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

## 加茂笠置組合同規約（案）

加茂笠置組合同規約（明治26年相楽郡長庶第14号許可）の全部を改正する。

（名称）

第1条 この組合は、加茂笠置組合（以下「組合」という。）という。

（組織する市町）

第2条 組合は、木津川市及び笠置町（以下「組合市町」という。）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第3条 組合は、旧北村兔並村里村及び南笠置村四ヶ村共有物件に係る事業を共同処理する。

2 条例等で別に定める事項を除き、組合が条例で定めるべきものについては、木津川市の条例を準用する。

（事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、京都府木津川市木津南垣外110番地9木津川市役所内に置く。

（議会の組織及び議員の選挙）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は8人とし、組合市町から選出すべき議員の数は、次のとおりとする。

木津川市 5人

笠置町 3人

2 組合議員は、組合市町の議会が、その議員のうちから、それぞれ互選するものとする。この場合において、組合市町の議会における組合議員の互選を終えたときは、その市町の議会の議長は、直ちにその旨を、その議員に告知するとともに、組合の管理者に通知しなければならない。

3 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属していた組合市町は直ちにこれを補充しなければならない。

(議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、組合市町の議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会に議長1人、副議長1人を置く。

2 議長及び副議長は、組合の議会において、組合議員のうちから互選する。

3 議長及び副議長の任期は、組合の議会議員の任期による。

(組合の執行機関)

第8条 組合に管理者1人、副管理者1人を置く。

2 管理者は、木津川市長とし、副管理者は、笠置町長とする。

3 管理者及び副管理者の任期は、組合市町の長としての任期による。

4 組合に会計管理者1人を置く。

5 会計管理者は、木津川市の会計管理者の職にある者をもって充てる。

6 組合に職員を置き、管理者がこれを任免する。

(監査委員)

第9条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。

(組合の経費の支弁方法)

第10条 組合の経費は、全て共有物により生ずる収入をもって支弁し、その収入が支出に足りない時は、共有権の歩合により、木津川市は4分の3を、笠置町は4分の1を負担する。ただし、共有権を有する住民へ均一に負担が必要な時は議会の意見による。

(その他)

第11条 この規約に定めがあるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規約は、令和9年5月1日から施行する。